

京都市眺望景観創生条例の一部を改正する条例(平成22年12月22日京都市条例第42号)(都市計画局都市景観部風致保全課)

眺望景観保全地域内における重要文化財等について、建築物等の高さ、形態及び意匠の基準への適合又は建築物等の建築等に関する計画の認定若しくは届出を要しないこととする等の必要があるため、次のとおり必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 眺望空間保全区域内における認定を要しない建築物等の建築等の計画の範囲の見直し

眺望空間保全区域内における建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の建築等(新築及び新設を除く。)のうち、当該建築物等の標高の増加を伴わないものの計画について、認定を要しないこととします。

2 近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域内における届出を要しない建築物等の建築等の範囲の見直し

近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内における次に掲げる建築物等の建築等について、届出を要しないこととします。

(1) 遠景デザイン保全区域内における建築物等の建築等で、当該建築等をしようとする地点と当該地点が存する遠景デザイン保全区域の視点場との水平距離が3キロメートルを超え、かつ、建築等を行った後の建築物等の地盤面からの高さが10メートル以下となるもの

(2) 建築物等の外観の変更を伴わない建築等

3 眺望景観保全地域内における基準への適合、認定及び届出を要しない建築物等の設定

眺望景観保全地域内における次に掲げる建築物等について、建築物等の高さ、形態及び意匠の基準(以下「基準」という。)への適合、認定

及び届出を要しないこととします。

- (1) 文化財保護法により指定された重要文化財若しくは重要有形民俗文化財又は同法の規定により指定され、若しくは仮指定された史跡名勝天然記念物
  - (2) 景観法により指定された景観重要建造物
  - (3) 京都府文化財保護条例の規定により指定された京都府指定有形文化財、京都府指定有形民俗文化財又は府指定史跡名勝天然記念物
  - (4) 京都市伝統的建造物群保存地区条例の規定の適用を受ける建築物等
  - (5) 京都市文化財保護条例の規定により指定された京都市指定有形文化財、京都市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物
  - (6) 京都市市街地景観整備条例により指定された歴史的意匠建造物
  - (7) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物等
  - (8) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る建築物等
  - (9) 祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物等で、祭礼等の期間中に限り存続するもの
  - (10) 工事のために必要な仮設の工作物で、工事の期間中に限り存続するもの
  - (11) その他視対象への眺望景観の保全上支障がないと認める工作物で、市長が定めるもの
- 4 近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域内における基準への適合及び届出を要しない建築物等の設定
- 近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域内において、次に掲

げる建築物等について、基準への適合及び届出を要しないこととします。

- (1) 3(1),(3)及び(5)に掲げる建築物等であったものの原形を再現する建築物等で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (2) 工事のために必要な仮設の建築物で、工事の期間中に限り存続するもの
- (3) 電気事業法の規定による電気事業の用に供する電気工作物
- (4) 電気通信事業法に規定する認定電気通信事業者が行う事業の用に供する電気通信設備
- (5) その他視対象への眺望景観の保全上支障がないと認める工作物で、市長が定めるもの

- 5 眺望空間保全区域内における眺望景観の保全上支障がない建築物等の建築等の計画に対する制限の緩和

眺望空間保全区域内の建築物等の建築等に関する計画について、市長が視対象への眺望景観の保全上支障がないと認めて許可したものは、当該計画について、基準への適合及び認定を要しないこととします。

- 6 近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域における届出を要する建築物等の建築等の手続の緩和

近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域における建築物等が歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区又は自然風景保全地区内にある場合は、次に掲げる法律又は条例の規定による申請、協議、通知又は届出をもって、建築物等の建築等の届出があったものとみなすこととします。

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- (2) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律

(3) 都市緑地法

(4) 京都市自然風景保全条例

## 7 その他

(1) 工作物の定義の変更

工作物の定義を建築物以外の工作物で土地又は建築物に定着するもののうち、屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件を含む。）を除いたものとします。

(2) 建築物等の高さの基準となる部分の変更

眺望空間保全区域における建築物等の高さの制限に関する基準について、建築物等の各部分の標高が当該基準を満たさなければならぬこととします。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市眺望景観創生条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 42 号

京都市眺望景観創生条例の一部を改正する条例

京都市眺望景観創生条例の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「工作物（）」を「工作物で土地又は建築物に定着するもの（屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件を含む。）を除く。）に改める。

第8条第1項第1号中「最高部」を「各部分」に改める。

第9条第1項前段中「建築等」の右に「（新築，新設及び建築物等の標高の増加を伴うものに限る。以下この条において同じ。）」を加え，同条に次の1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず，第13条第1項前段又は第14条第1項の規定による許可を受けた建築物等の建築等については，第1項の規定による認定を受けることを要しない。

第11条第1項本文中「建築等」の右に「（次に掲げるものを除く。）」を加え，同項ただし書を削り，同項に次の各号を加える。

(1) 建築等をしようとする地点と当該地点が存する遠景デザイン保全区域の視点場との水平距離が3キロメートルを超える建築等で，建築等を行った後の建築物等（塔屋その他これに類する物件が屋上に設けられる場合にあっては，当該物件）の地盤面からの高さが10メートル以下となるもの

(2) 建築物等の外観の変更を伴わない建築等

第11条第2項中「前項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち別に定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 建築物等の建築等が、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、美観地区、美観形成地区、建造物修景地区、風致地区又は自然風景保全地区内において行われるときは、次に掲げる法律又は条例の規定による申請、協議、通知又は届出をもって、第1項の届出があったものとみなす。

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- (2) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- (3) 都市緑地法
- (4) 景観法
- (5) 京都市風致地区条例
- (6) 京都市市街地景観整備条例
- (7) 京都市自然風景保全条例

第13条第1項前段中「眺望景観保全地域内」を「眺望空間保全区域内」に、「その許可の範囲内において、第8条第1項の規定による」を「第8条第1項第1号に掲げる」に改め、同条第2項中「前項」を「前項前段」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第10条の規定は、第1項前段の規定による許可を受けた者について準用する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「次」を「眺望空間保全区域内の次」

に、「その許可の範囲内において、第8条第1項の規定による」を「第8条第1項第1号に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 仮設の興行場等の建築物等その他これらに類する仮設の建築物等で、  
存続する期間が1年以内のもの
- (2) 工事のために必要な仮設の建築物で、工事の期間中に限り存続するもの

第14条に次の1項を加える。

- 3 第10条の規定は、第1項前段の規定による許可を受けた者について準用する。

第15条第1項中「指定」の右に「又は変更」を、「の規定」の右に「若しくはこれに基づく基準」を、「当該規定」の右に「又は当該基準」を加え、同条第2項中「指定」の右に「又は変更」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 眺望景観保全地域内にある建築物等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、第8条第1項、第9条及び第11条の規定を適用しない。

- (1) 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物
- (2) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物
- (3) 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定により指定された京都府指定有形文化財、同条例第36条第1項の規定により指定された京都府指定有形民俗文化財又は同条例第43条第1項の規定により指定された府指定史跡名勝天然記念物
- (4) 京都市伝統的建造物群保存地区条例の規定の適用を受ける建築物等

- (5) 京都市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された京都市指定有形文化財, 同条例第30条第1項の規定により指定された京都市指定有形民俗文化財又は同条例第36条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物
  - (6) 京都市市街地景観整備条例第38条第1項の規定により指定された歴史的意匠建造物
  - (7) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物等
  - (8) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る建築物等
  - (9) 祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物等で, 祭礼等の期間中に限り存続するもの
  - (10) 工事のために必要な仮設の工作物で, 工事の期間中に限り存続するもの
  - (11) その他視対象への眺望景観の保全上支障がないと認める工作物で別に定めるもの
- 4 近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内にある建築物等で, 次の各号のいずれかに該当するものについては, 第8条第1項第2号及び第3号並びに第11条の規定は適用しない。
- (1) 前項第1号, 第3号又は第5号に掲げる建築物等であったものの原形を再現する建築物等で, 市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
  - (2) 工事のために必要な仮設の建築物で, 工事の期間中に限り存続するもの
  - (3) 電気事業法の規定による電気事業の用に供する電気工作物



(4) 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う事業の用に供する電気通信設備

(5) その他視対象への眺望景観の保全上支障がないと認める工作物で別に定めるもの

第18条中「建築基準法第88条第1項から第3項までに規定する」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市眺望景観創生条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は届出に係る建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）について適用し、同日前の申請又は届出に係る建築物等については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部風致保全課)